

特定健診を受けましょう！

～特定健診(個別健診)のご案内～

特定健康診査（特定健診）は、生活習慣病の前段階であるメタボリック症候群（内臓脂肪症候群）の状態にある人などを早期に発見して、生活習慣病の進行、悪化を食い止めることを目的としています。生活習慣病の早期発見・早期治療のために、定期的（年1回程度）に健診を受けるようにしましょう。集団健診は10～11月頃実施予定ですが、医療機関で個別に受診することも可能です。定期的に医療機関で検査を行っている方も、主治医の先生にご相談の上、特定健診を受診してください。

◆健診実施医療機関

勝田郡、美作市、津山市内の医療機関

※ 実施していない医療機関もあります。

別紙「特定健診等実施医療機関一覧表」で必ずご確認ください。

○期間

令和5年6月1日（木）から令和5年12月28日（木）まで

○事前予約

医療機関での受診の場合は、必ず事前に電話で確認をしてください。

◆自己負担金（健診時の年齢です。）

40歳から69歳まで 1,000円 70歳から74歳まで 500円

※令和5年度中に70歳になる方は、自己負担金は500円です。

◆受診に必要なもの

①受診券（同封しています）

②国保保険証

③自己負担金（年齢に応じて上記の金額）

④健康診査質問票（緑文字のもの）

※ 受診券を紛失された方は、勝央町役場税務住民部（☎0868-38-3115）へお問い合わせください。

※ 未受診の方に対して、電話、ハガキ等により受診勧奨をさせていただくことがあります。

◆重複受診についての注意

特定健康診査は、年度に1回の受診です。誤って2回以上受診された場合は、後日、受診者に健診料金の費用をご負担いただくことになりますので、くれぐれもお間違えのないように受診願います。（例：個別健診と集団健診の重複受診など）

（裏面へつづく）

◆国保資格を喪失された方へ

特定健診は、医療保険者（社会保険、健康保険組合、国民健康保険）が実施します。国保の受診券をお持ちの方でも、国保資格を喪失された場合は、受診することができません。加入された医療保険へお問い合わせください。

なお、国保加入期間外に受診された場合は、国保負担分を返還いただきますのでご注意ください。

◆総合健診（集団検診）について

総合健診は10～11月頃に実施予定です。詳細が決まりましたら広報紙等でお知らせします。

※集団健診で受診の方は、個別健診受診に必要なもの（表面①～④）と、検尿、健康手帳（お持ちの方）を合わせてお持ちください。

岡山県特定健診情報提供事業について

岡山県内の市町村では、特定健診を受診されない方、又は受診する予定のない方で、かかりつけ医療機関で治療中の方から、診察時に測定された血液検査や尿検査などの結果を本人の同意を得た上で提供をお願いしています。町は提供いただいたデータを活用し、町民の皆様の健康づくり・病気の予防の取組に繋げていきます。

特定健診を受診されない方（受診する予定のない方）は、同封の特定健診受診券、特定健診相当検査結果提供票を持参の上、かかりつけ医にご相談ください。

【お問い合わせ先】

- 保険資格・費用に関すること

勝央町役場 税務住民部 医療班 ☎ 0868-38-3115